

令和3年2月8日  
清掃・リサイクル部  
世田谷清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告  
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

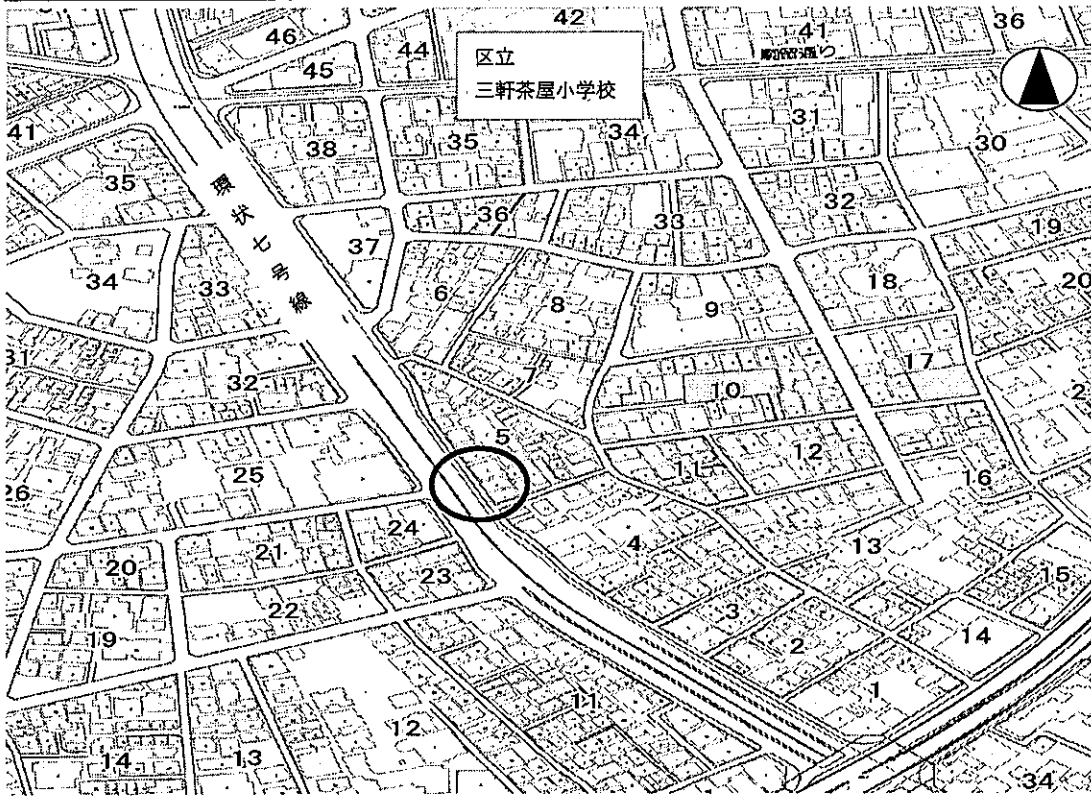
1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和2年10月26日(月)午前8時35分  
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区上馬二丁目5番先路上(環状七号線 内側)
- (3) 相手方 乙( )
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)世田谷清掃事務所の職員(運転手)が上馬二丁目5番先路上で降車し、ドアを閉めた際、シートベルトのバックル部分がドアに挟まっていたため、再び開きだし、右側を走行していた乙車両に接触した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし  
物損:なし  
乙 人身:なし  
物損:左側後方ドア面に縦10cm程度の擦過痕
- (6) 過失割合 甲 10割・乙 0割

2 乙への損害賠償額 509,938円  
(自動車保険により、全額補填される。)

3 専決処分日 令和3年1月14日

# 位置図



# 現場説明図

